

県民意見提出（パブリックコメント）及び国・市町への意見照会の結果について

県民意見提出（パブリックコメント）及び国・市町への意見照会の結果

| 項目 | パブリックコメント | 国への意見照会 | 市町への意見照会 |
|------------|-----------|---------|----------|
| 基本方向 | 4件 | — | — |
| 土地利用の原則 | 3件 | 2件 | 1件 |
| 調整指導方針 | — | — | — |
| 留意すべき基本的事項 | 1件 | — | 1件 |
| 合計 | 8件 | 2件 | 2件 |

県民意見提出（パブリックコメント）の結果

1 意見募集の概要

- (1) 募集期間 平成 29 年 9 月 25 日（月）から平成 29 年 10 月 16 日（月）まで
- (2) 募集方法 県ホームページへの掲載及び県民サービスセンター等への配架

2 意見提出状況

5 人の方から 8 件の御意見をいただいた。

| 項目 | 件数 |
|------------|----|
| 基本方向 | 4件 |
| 土地利用の原則 | 3件 |
| 調整指導方針 | — |
| 留意すべき基本的事項 | 1件 |
| 合計 | 8件 |

3 提出された意見に対する考え方

| No | 区分 | 意見要旨 | 意見に対する考え方 |
|----|------|---|---|
| 1 | 基本方向 | 「持続的成長の確保」について、理念のところだけでは少し分かりにくいいため、少し説明を加えてはどうか。 | 御意見を踏まえ、県土利用の基本理念に追記しました。 『本格的な人口減少社会の到来を踏まえ、地震や津波災害への対応をはじめとする安全・安心な県土の構築、 <u>新たな産業の創出・集積等による</u> 持続的成長の確保、美しさと品格を備えた景観の形成に配意し、健康で文化的な生活環境の確保と、県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければならない。』 P 1 : 「2 (1) 県土利用の基本理念」 |
| 2 | 基本方向 | 土地利用転換を行う場合は、地域住民の意向や環境の保全などに配慮することが極めて重要である。 | 人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件等の土地の持つ適性、地域住民の意向等地域の状況を十分に踏まえ、県土の保全と安全性の確保、環境の保全などへの慎重な配慮の下で、計画的かつ適正な土地利用転換を図る旨を計画に明示しました。 P 2 : 「2 (2) ①土地需要の量的調整」 |
| 3 | 基本方向 | 太平洋ベルトの中でも南海トラフ巨大地震等による地震・津波被害が特に懸念される地域であり、災害に備えた土地利用を図ることは被害軽減・迅速な復旧のために極めて重要である。 | 被害をできる限り軽減する「減災」を目指し、南海トラフ巨大地震等による地震・津波災害に備えた「静岡モデル」による防潮堤の整備など適正な土地利用を図る旨を計画に明示しました。 また、津波災害後の迅速な復旧・復興の備えとして被害後の土地利用の方針等の策定に努めるほか、オープンスペース等の確保や災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限を行う旨を計画に明示しました。 P 2 : 「2 (2) ②ア日本一の「安全・安心」を実現する県土利用」 |

| No | 区分 | 意見要旨 | 意見に対する考え方 |
|----|---------|--|---|
| 4 | 基本方向 | 所有者不明の土地を利用できるようにすることが重要である。 | 土地や所有者の所在の把握が難しい土地については、「所有から利用へ」の観点に立った方策により、県土の荒廃を防止し、最適な県土利用の選択を図る旨を計画に明示しました。 P 4 : 「2 (2) ③人口減少社会に適応した県土管理」 |
| 5 | 土地利用の原則 | 人口が減少して地域は縮小するため、必要に応じて都市計画の見直しを図ることも重要である。 | 人口減少等による社会経済状況の変化を踏まえ、目指すべき都市像の実現に向けた都市計画の継続性とのバランスや立地適正化計画等の内容に留意しつつ、必要に応じて都市計画の見直しを図る旨を計画に明示しました。 P 6 : 「2 (4) 都市地域」 |
| 6 | 土地利用の原則 | 荒廃農地は地域の景観を損ねることから、荒廃農地の有効利用を促進して欲しい。特に、市町での取組が大事になると思うので、市町の計画などへ位置付けることも重要になる。 | 荒廃農地については、農用地として再生できるものは生産基盤整備や農業の担い手への利用集積の促進等により有効利用を図る旨を計画に明示しました。 P 7 : 「2 (4) ②ウ再生利用困難な荒廃農地」 市町の取組の促進については、土地利用基本計画の周知を図るとともに、最も地域に密着した即地的な計画である市町村国土利用計画の策定において、荒廃農地の有効利用や他用途への利用促進について協議してまいります。 |

| No | 区分 | 意見要旨 | 意見に対する考え方 |
|----|------------|--|---|
| 7 | 土地利用の原則 | <p>荒廃農地の森林等への転換は容易でないと考えるが、地域区分の変更に踏み込んで土地利用の転換を図ることは重要である。</p> | <p>農用地として再生利用が困難な荒廃農地については、森林等への転換など地域の実情に応じた土地利用を促進する旨を計画に明示しました。</p> <p>P 7 : 「2 (4) ②ウ再生利用困難な荒廃農地」</p> <p>また、既に森林化した荒廃農地で森林として管理することが適当なものについては、森林地域へ変更し、適正な土地利用を図る旨を計画に明示しました。</p> <p>P 8 「2 (4) ③ウ森林化した荒廃農地」</p> |
| 8 | 留意すべき基本的事項 | <p>太陽や水など自然エネルギーを活用した施設を整備する場合、周辺への影響を減らせるように事業者は配慮することが必要であると思うし、もっと地域に対して説明する努力が大切である。</p> | <p>御意見を踏まえ、以下のとおり追記しました。</p> <p>『大規模な土地利用転換を図る場合には、開発に伴う影響が広範囲に及ぶことを考慮し、周辺の土地利用状況や自然環境・景観への影響、防災対策、撤退時の対応、<u>地域住民等への説明など</u>に十分に配慮して適正な土地利用を図る。』</p> <p>P14 : 「3 (2) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項」</p> |

国への意見照会の結果

| No | 区分 | 国の意見要旨 | 県の回答 |
|----|---------|---|---|
| 1 | 土地利用の原則 | 「インターチェンジの整備などの社会経済情勢の変化に伴う土地需要の増加が見込まれるなどの」と追記していることについて、当該記述を追加する理由及びその背景にある具体的な計画等を教えてほしい。 | <p>(追加理由)</p> <p>本県では、平成24年4月に新東名高速道路が開通するとともに、平成31年度には中部横断自動車道の開通も予定されており、津波の心配のない内陸部において高速交通ネットワークの充実が図られております。内陸部では、新東名高速道路等の開通により新たな発展の可能性が向上しており、I C等周辺地域で土地需要の増加が見込まれていることから、記載を追加しております。</p> <p>(その背景にある具体的な計画)</p> <p>県では、東日本大震災を教訓に防災・減災に対応した県土利用が強く求められていること、交通ネットワークの充実が図られてきていることを背景として、「大規模地震への備え」と「新たな発展の可能性」という2つの政策課題を同時に解決するものとして、防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくりを実現する『「内陸のフロンティア」を拓く取組』を推進しています。</p> <p>P 6 : 「2 (4) ①都市地域」</p> |
| 2 | 土地利用の原則 | <p>国土利用計画（全国計画）（平成27年8月）との整合を図るため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 『…農地中間管理機構等の活用による担い手への農用地の利用集積・集約…』 ・ 『…荒廃農地の発生抑制防止と解消…』 ・ 『…農業の担い手への利用集積・集約の促進等により…』 | <p>意見を踏まえ、県国土利用計画との整合も図り、以下のとおり修正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 『…農地中間管理機構等の活用による担い手への農用地の集積・集約…』 ・ 『…農業の担い手への集積・集約の促進等により…』 <p>P 7 : 「2 (4) ②農業地域」</p> |

市町への意見照会の結果

| No | 区分 | 市町の意見要旨 | 県の回答 |
|----|------------|---|---|
| 1 | 土地利用の原則 | 市街化調整区域に一定割合の人口が分布しているため、「自然環境等と調和した生活拠点等の維持」を追記すべき。 | 意見を踏まえ、以下のとおり追記しました。 『市街化調整区域においては、良好な自然環境や優良な農林地等の保全とこれら自然環境等と調和した生活拠点等の維持に努め、拡散的な都市的土地利用は抑制する。』 P 6 : 「2 (4) ①都市地域」 |
| 2 | 留意すべき基本的事項 | 大規模太陽光発電施設については、周辺住民・事業所・観光施設等との紛争が多発していることから、「周辺住民・事業所・観光施設等への説明」を追記すべき。 | 意見を踏まえ、以下のとおり追記しました。 『大規模な土地利用転換を図る場合には、開発に伴う影響が広範囲に及ぶことを考慮し、周辺の土地利用状況や自然環境・景観への影響、防災対策、撤退時の対応、 <u>地域住民等への説明など</u> に十分に配慮して適正な土地利用を図る。』 P 14 : 「3 (2) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項」 |